

由本農振第285号
令和7年2月21日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

由利本荘市長 湊 貴信

市町村名 (市町村コード)	由利本荘市 (05210)
地域名 (地域内農業集落名)	西目地区 (出戸、沼田、田高、潟保、井岡、中沢、潟端、海土剥、中高屋、上高屋、豊栄、若松町、孫七町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月17日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・5年後の農業経営規模を縮小する意向の農業者が5人で面積38.4ha、また、離農する意向の農業者が33人で面積37.4haである。一方で、拡大意向の農業者は9人でその拡大意向面積は139.8haである。数字上は充分に補うことができる計算になるが、現状で担い手における農地の分散傾向が顕著であり隣接地以外の集約は困難である。沢部など条件が悪い農地はもとより、条件がよい平地部での営農を持続するためにも農地集積が必須。また作業効率の向上等を図るためにも基盤整備を積極的に推進していく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・稲作を中心につつ、玉ねぎやキャベツなどの野菜をはじめ、従来から取り組んでいる大豆のブロックローションにより効率的な団地化を図りつつ作付けする営農形態を継続していく。
・わい化リンゴをはじめ、シャインマスカットや桜桃などに取り組む果樹水稻農家もあり、複合経営の維持を図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,222 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,222 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農業委員や農地利用最適化推進委員と調整し、農地中間管理機構を通じて進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地の出し手の意向及び担い手の経営意向に応じて、農地中間管理機構に貸し付け段階的に集積化を図る。

(3) 基盤整備事業への取組方針

年1回程度の地域の話し合いを通じて農地の現状(パイプライン老朽化・区画面積の拡大等)について共通認識を持ってもらい、基盤整備の取組要望について必要に応じて事業を検討していく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市町村及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

無人ヘリコプターによる病害虫防除の実施。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①果樹園地等や山間部の休耕田等における鳥獣被害が後を絶たないことから電気柵等の被害防止策の積極的な活用を図ると共に地元猟友会との情報共有により迅速な駆除捕獲等を実施し、被害の未然防止に努める
- ②サキホコレを中心とした減農薬原価額肥料栽培に積極的に取り組み栽培面積の拡大を図る
- ⑦多面的機能支払い交付金や中山間地域等直接支払い交付金に係る活動組織による取組(維持管理・保全・点検等)を継続し、農地及び農業用施設の維持管理を図る